

高齢者の在宅福祉に関する研究

—— 静岡大学職員にみる老親介護問題の実態からの考察 ——

**A Study of the System of Caring for the Elderly in Their Own Home
—— The Real State of the Staff Members' Caring for Their Old Parents,
with the Exception of the Faculty at Shizuoka Univ. ——**

小川裕子・小森麻知子*
Hiroko OGAWA and Machiko KOMORI

（平成3年10月11日受理）

I. 緒言

1. 在宅福祉のとりえ方

今日の我が国では、来るべき21世紀の高齢社会を目前にして、毎日の新聞紙上の高齢者に関わる諸問題やそれに対する対策等の記事には枚挙の暇もない状態である。その中でも昨今よく目にする用語の一つに「在宅福祉」がある。我が国において「在宅福祉」という言葉は1972年以降用いられるようになった¹⁾というが、当時の我が国は、まだ高齢化社会（65歳以上が全人口の7%以上を占める）に仲間入りしたばかりであった。その後急速に高齢化が進行し、同時に寝たきりや痴呆といった要介護老人が急増する中で、徐々に本来の在宅福祉の実践や考え方が生まれつつあるといえようが、冒頭に述べたような今日の状態は、直接には、1985年の厚生省による福祉政策の見直し、すなわち「老人福祉の重点を施設収容から在宅対策へ転換」を契機としている。「在宅福祉」は、その後1989年12月に厚生省が打ち出した「高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略」の中でも特に強調されている。ここではまず、まだあいまいに使用されることの多い「在宅福祉」のとりえ方を筆者なりに整理するとともに、本調査研究について在宅福祉における位置づけを行う。

そもそも、在宅福祉の考え方が登場したのは、先進諸国においてもそれほど古いことではなく、1960年前後のことである。¹⁾しかし、先進諸国の場合に我が国と大きく違う点は、その時すでに高齢化が進行し施設における福祉がかなり充実しており、それに対する見直しという形で在宅福祉が登場したという点である。すなわち、その背後には施設における実践を経る中で到達したノーマリゼーション（様々なハンディキャップを負っていても、隔離して収容・保護されるのではなく、各人の意志によって住みたい所で他の人々と同じような普通の生活をおく

*清水市立興津小学校

る権利を有する」という思想がある。スウェーデンのスペン・テーパー氏（王立ストックホルム工科大学教授）が来日された際の講演で、日本はスウェーデンの失敗に学んで「まず直接、住宅の中にケアの場所が実現していく方向で、無駄道をしないで行ってほしい²⁾」と話されたことは特に印象深い。

さて、「在宅福祉」について、我が国では、今なお「入院医療費の削減」といった目先の経済性とその意義としてあげられることが多い。また、他の先進諸国では「在宅福祉」が一人暮らしの高齢者等の要介護者を対象とするのが当たり前であるのに対して、我が国では高齢者等が子ども等の家族と同居している割合が未だに高いということもあって、それがまるで同居家族の介護に対する援助を指しているような観さえある。それでも現状では、前述したような質的な面はもちろん、「在宅福祉」の絶対量の不足によって、要介護者をかかえた家族の負担はたとえようもなく重く、看病疲れで家族が先に亡くなる例は後を絶たず、同時に一人暮らしの高齢者等の要介護者は早すぎる施設入所を余儀無くされるのが実態なのである。

また、以上のように考えていくと、在宅福祉とは本来総合的、包括的なものであるということがわかる。すなわち、高齢者等が病院や施設といった隔離された空間ではなく一般の地域の中で生活するということは、在宅における医療、看護、保健、福祉のあり方にとどまらず、個々の住空間や地域環境（まちづくり）のあり方、さらには一般市民の福祉に対する考え方をどう育てていくか等まで、課題が広がることを意味する。加えて、今日の我が国では、高齢者等ととりまく家族・親族の問題が直接の課題として重要であることがわかる。

本研究では、在宅福祉について以上のような認識の上に立ち、そのシステムの一環としての家族・親族の問題の一つとして、労働者の立場から老親介護問題の実態を明らかにしたいと考えた。中でも、現状では寝たきり老人の家庭での主たる介護者の9割以上を女性が占めることをふまえて、特に女性労働者の問題、また、男性でも共働き家庭の場合の問題に注目する必要があると考えた。

2. 既往の調査結果と本調査研究の特徴

労働者を対象とした老親介護問題の実態やそのための支援策の要求についての既往の調査としては、大規模なものでは労働省の研究会「長寿社会における女子労働者等の福祉に関する調査研究会」（1988年実施）と、連合総合生活開発研究所（1991年実施）によるものがある。

前者は、東京、名古屋、大阪の一部上場企業305社の従業員のうち親を扶養している35歳以上の男女1,606人を対象に実施し、以下のことを明らかにしている。「過去5年間に一カ月以上の介護を要する家族がいた人は35%。女性労働者のうち、在宅介護を要する親がいた人の84%が自ら介護に携わり、44%が中心的役割を務めたのに対し、男性労働者で介護に携わったのは40%にとどまり、中心的役割を務めたのはわずか4%。介護を必要とする家人が出た場合の対応では、会社を休んだのは男性40%、女性70%。ほとんどが年次有給休暇を利用した。」³⁾その他、企業の福祉制度導入の要望についても、男女差の大きいことを明らかにしている。

後者は、日本労働組合総合連合会の女性組合員約1,000人を対象に実施したものであり、次のことが明らかになっている。「女性が職業を継続する上での条件として考えているものは『仕事のやりがい・魅力』が58.0%でトップで『老人や病人の介護の条件整備』は8.3%にとどまっている。しかし、年齢的にみると30代後半以降では、介護の条件整備をあげる人が急増

し、40代後半以降では30%に達しており、『介護』が重要なポイントになってくる。』介護の「条件整備としては『介護休暇』（50.9%）と『介護のための短時間勤務制』（45.3%）が二大条件で、以下『ホームヘルパー制度の拡充』（29.2%）、『介護手当の支給』（27.4%）の順。」⁴⁾となっている。

これらに対して、本調査研究では、1で述べたように、労働者の老親介護問題の実態を在宅福祉のシステムを構築する一環として位置づけて明らかにするために、調査対象として、比較的地域に結びつきの強い職場を選定したことが第一の特徴である。具体的には、地方公務員が適切と考えられるが、本研究では調査実施の容易さから、それと同様な性格をもつ地方の国立大学職員（学部教員は除く）を取り上げた。そのため、介護のための条件整備は、職場の中（労働条件）に限定されず、地域の特性を考慮しながら自治体による福祉施策等を含めて総合的に検討することができる。また、この場合、民間企業ではなく公的な機関ということで比較的男女差別の少ない職場と考えられ、女性労働者について多くの情報が得られるとともに、転居を伴うような転勤がほとんどないため、男性でも共働き家庭が比較的多いと予想される。

次に、本調査研究の第二の特徴は、その職場の全職員を対象としている点である。先に紹介した2つの調査では、対象を、現に親を扶養している35歳以上の男女や女性のみというように、特に介護問題に関わりのある一部の職員に限定している。このような方法では、一部の職員のかかえている問題の厳しさを明らかにすることは可能であっても、その問題がどの程度の割合で発生するのか等について把握することはできない。また、男性についても、共働きの場合等育児ではすでにかかなりの割合で女性と共に役割を担うようになってきているため、老親介護の問題についても現時点における実態を明らかにしたいと考えた。

II. 調査の目的と方法

1. 調査の目的

本調査の目的は、我が国で在宅福祉のシステムを構築する一環として、家族・親族の問題の一つである労働者－地方の国立大学職員－の立場から老親介護に関わる意識や実態について以下の諸点を明らかにするものである。第一は、老親介護の現状－家族構成、いざという時の介護責任の有無、有給休暇の取得状況－である。第二は、介護に関わる諸制度の利用希望、第三は介護必要時の職業継続意識である。これらの結果については、Iで述べたような問題意識から、性別と共働きか否かで比較考察することを基本とする。

また、具体的な調査対象は静岡大学職員である。高齢者問題に関わる諸条件を考慮した時、静岡県は全国の中でも『東日本地方圏（北海道を除く中部以東の地方圏）』に位置づけられる。

この地方の主たる特徴は、三世代等で子どもの家族と同居している高齢者の比率が非常に高く、逆に一人暮らしや老夫婦のみの世帯が少ないという点である。⁵⁾ 本調査では、このような地方において、さらにそこで公務員を中心とした比較的安定した職を得ている人々の老親介護に関わる実態や意識を捉えることにする。そして、その成果をこれらの地方で在宅福祉を進めてい

表1. 調査票の配付・回収状況

部 局	配布数	回収数	回収率%
本部・図書館	152	79	52.0
学部等	374	239	63.9
附属学校	172	151	87.8
計	698	469	67.2

くための基礎資料としたい。

2. 調査の方法

調査は、調査票を静岡大学各部局（本部、図書館、9学部等、7附属学校）の庶務係を通して配布・回収する方法で実施した。調査時期は、1989年6、8、9月である。調査票の配布・回収状況は、表1に示す通りであり、配布数698、回収数469、回収率67.2%である。

III. 調査結果と考察

1. 調査対象者の概要

調査対象者の基本的属性として、表2には性別、年齢、職種を示した。性別は男性319名、女性138名と、女性は男性の半数弱を占める。年齢構成は性別に傾向が大きく異なり、男性では29歳以下が少なく、30歳代が約4割と偏っているのに対して、女性では各年代にほぼ均等に分布している。職種については、事務職員、附属学校教員、そしてその他の公務員（教職員、技官、司書、医療職員、行政職（二）職員）を専門職としてまとめ、また、定員外職員とパート職員を一つにまとめて計4つに分類した。専門職のうち、行政職（二）職員は運転手や清掃等を行う職員であり、その他の職員とは職種が異なるといえるが、29名と人数も多くないので、ここでは別立にはしないことにした。表2には、4職種について、性別、年齢層別に人数を示した。男性では、事務職員が4割強、附属学校教員と専門職が各々3割弱を占める。これに対して、女性では、男性の場合にほとんどなかった定員外、パートが最も多く、全体の1/3を占めるのが特徴である。女性の場合、定員外、パートは年齢層別で20歳代の若い層と50歳以上の高齢層に偏っており、また、事務職員、附属学校教員は40歳代にやや多い。

表2. 回答者の基本的属性

性別	年齢 (人)	職種				人 (%)	
		事務職員	附属学校教員	*1 専門職	定員外パート	不明	
男	29歳以下	41	20	4	13	4	0
	30~39歳	133	49	49	35	0	0
	40~49歳	79	39	20	19	0	1
	50歳以上	66	28	15	19	4	0
	小計	319	136(42.6)	88(27.6)	86(27.0)	8(2.5)	1(0.3)
女	29歳以下	37	12	5	2	18	0
	30~39歳	33	8	7	5	12	1
	40~49歳	36	13	9	7	7	0
	50歳以上	32	6	2	13	11	0
	小計	138	39(28.3)	23(16.7)	27(19.6)	48(34.8)	1(0.7)
不明		12	1	3	7	0	1
計	469	176(37.5)	114(24.3)	120(25.6)	56(11.9)	3(0.6)	

*1 専門職には、その他の公務員すべて、教職員(12名)、技官(64名)司書(8名)、医療職員(7名)、そして行(二)職員(29名)を含めた

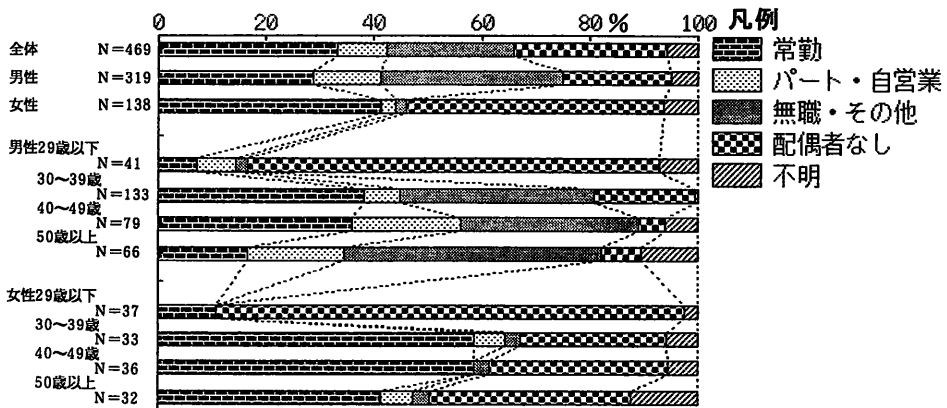


図1. 性別、年齢層別にみた配偶者の有無と職業

また、図1には、配偶者についてその有無と職業について示した。これらの結果は性別、年齢層別に傾向が異なる。配偶者のいない者は、29歳以下では男女とも9割程度を占めるのに対して、30歳以上の層になると、男性では急速に減少するのに対し、女性では4、50歳代でも4割近い値を占めることが特徴である。

配偶者の職業については、男女ともに常勤（会社員48名、公務員52名、教員52名）、パート・自営業（パート34名、自営業10名）、無職等（111名）に分けた。女性の場合は、配偶者のある場合にはそのほとんどが常勤である。男性では、30歳代で常勤が4割弱と最大であり、パートまで含めると5割弱は共働きである。40歳代になると常勤の占める割合がほとんど低下しない上に、パートが増加して6割弱が共働きである。ただし、50歳以上の層になると常勤が2割弱と半分に減少して、無職の割合は半数を占めるようになる。

2. 家族構成

まず、調査対象者の家族構成を明らかにすることから、彼らの現時点における親世代との関わり方を検討する。図2には家族形態の分布を、そして図3には家族の中の65歳以上の人数を示した。

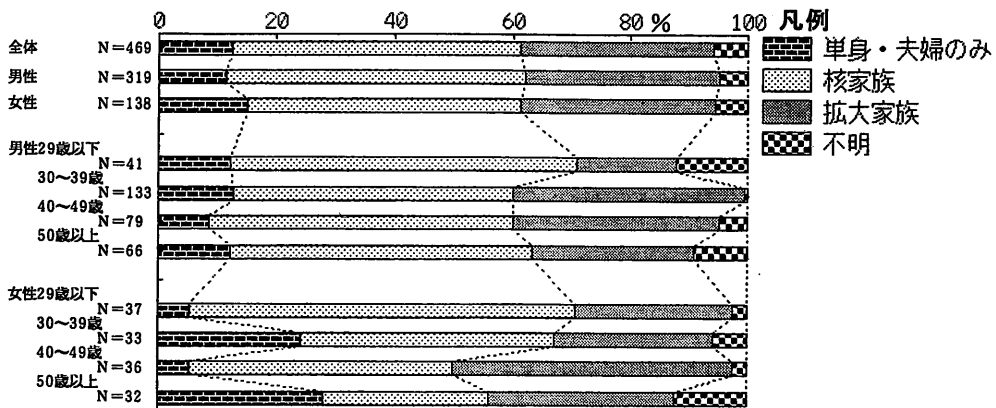


図2. 性別、年齢層別に見た、家族形態

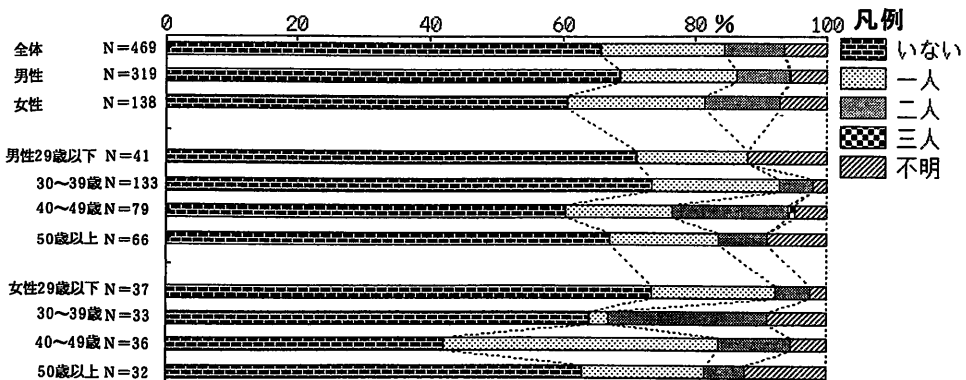


図3. 性別、年齢層別に見た、65歳以上のいる割合

調査対象者全体の家族形態の分布は、単身・夫婦のみ世帯が12.6%、核家族世帯が48.4%、三世代等の拡大家族が33.3%である。これらの値を、1985年の国勢調査結果による全国平均値（各々34.5%、46.3%、17.0%）や静岡県 averages 値（各々28.2%、46.3%、23.5%）と比較するならば、労働者のみを対象としているために当然単身・夫婦のみ世帯の割合が非常に小さく、代わりに核家族、拡大家族の割合が高くなる。中でもこれらの値の差は、核家族より拡大家族の場合に顕著である。また、これらの値を、全国の30歳以上50歳未満の有配偶の男女を対象とした「老後の生活と介護に関する調査」⁶⁾結果（各々3.6%、60.9%、33.3%）と比較すると、本調査対象者には無配偶者を含むために当然単身・夫婦のみ世帯の割合が高くなり、代わりに核家族世帯の割合は低くなるが、拡大家族の割合に低下がみられない。以上のことから、本対象は、少なくとも全国の労働者世帯の平均に比べれば拡大家族の割合が高いことは明らかといえそうである。

以上の家族形態の分布は、性別ではほとんど差がみられないが、さらに年齢層別にみると違いが現れる。男性では、29歳以下の層では核家族が6割と最も高い割合を占め、反対に拡大家族が2割に満たない状況である。それが30歳代では逆転して、拡大家族が最大の4割を占めるようになる。ただしこの場合、図3をあわせてみるならば、家族の中に65歳以上のいる割合は20%台とそれほど高い値ではないことから、同居している親はまだ若く（65歳以下）、1の基本属性でみたようにこの層には常勤の共働きが最も多かったが、彼らは幼い子どもの育児を同居の親に手伝ってもらいながらそれを可能にしていることがわかる。しかし、以上のような状況は40歳代になると65歳以上を含む世帯の割合が4割近くに達して、しかもその半数は二人（三人も1名）をかかえる等、近い将来老親介護が課題となるケースが出てくるのが予想される。50歳以上の層になると、拡大家族は3割程度に減少するが、単身・夫婦のみ世帯が40歳代より増加して15%程度を占める等、自分自身の老人問題が少しずつ出現してきたことが示唆される。

これに対して、女性の場合は男性に比べて平均的に結婚年齢が低いことを反映して、男性の40歳代の傾向が30歳代、40歳代の両層に現れているようである。すなわち、30歳代では65歳以上を含む世帯のほとんどが二人の老人と同居し、女性の場合には、すでに30歳代から老親介護の問題が発生する可能性が高いことがわかる。40歳代では拡大家族の占める割合も65歳以上を含む世帯の割合も約5割と最高となる。また、50歳代で単身・夫婦のみ世帯が3割近い最高の値を示すのは、1の基本属性で見たように、女性の場合40歳以上でも配偶者なしの割合が高いことを反映しており、この点でも女性は先にみた男性より厳しい状況にあることが明らかである。

3. 父母の介護責任

次に、父母に介護の必要性が生じたときの介護責任について尋ねた結果を検討するが、その

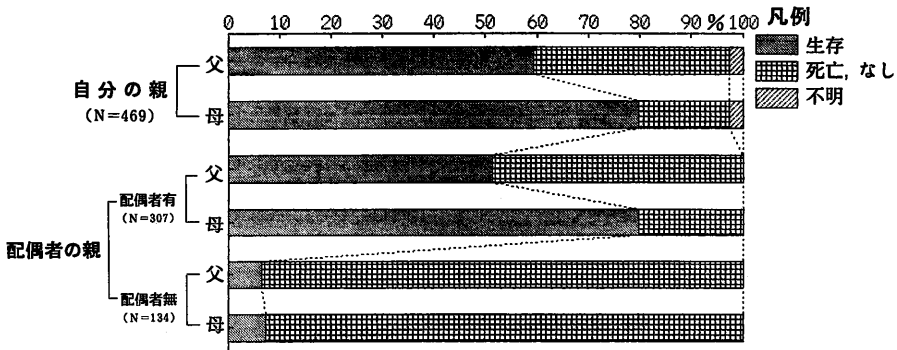


図4. 父母の生存率

前に現時点における父母の生存状況を概観しておく。図4には、自分の親と配偶者の親にわけて父母の生存状況を示した。自分の親の場合には、父が6割弱、母が約8割生存している。配偶者の親の場合、父が5割強、母が約8割の生存率である。またここで注意しておきたいことは、現在配偶者のいない者でも、父母共に1割弱の割合で配偶者の親が生存しているということである。なお、自分の親の生存率には男女の差はほとんどみられなかった。またこれらの値は、先にみた全国の30歳以上50歳未満の有配偶の男女を対象とした「老後の生活と介護に関する調査」⁶⁾結果と比較すると、ほぼ同様の傾向である。

図5には、無回答を除く回答者全員の親の介護責任について示した。まず、自分の親と配偶者の親を別々にみていくと、自分の親については、59.5%が「介護責任あり」と答えている。「既に死亡」という者が12.2%、「ないと思う」と答えた者は11.3%にすぎない。また、配偶者の親についても、配偶者のいない132名を除いて算出すると、51.1%と過半数が「介護責任あり」と答えている。「既に死亡」という者が12.5%、「ないと思う」と答えた者は22.0%であり、自分の親の責任と比べて著しく差があるのは「ないと思う」割合が高くなっていることだけである。さらに、以上の結果をクロスさせてみると、自分と配偶者の両方の親の介護責任のあるものが459名中113名と1/4を占める。反対に両方の親ともに介護責任がないと思うと答えた者は、僅かに9名で2.0%に過ぎず、両方の親ともにすでに死亡・または配偶者なしは23名、5.0%である。結局、9割以上の者が自分か配偶者のどちらかの親の介護責任を負っていることがわかった。

なお、以上の結果を全国的なデータと

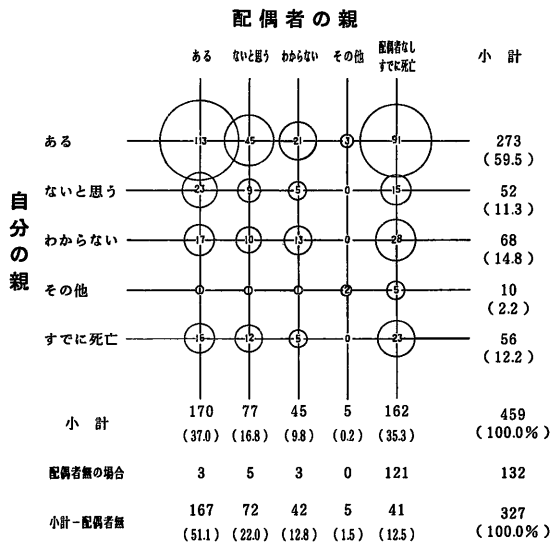


図5. 親の介護責任 N=459

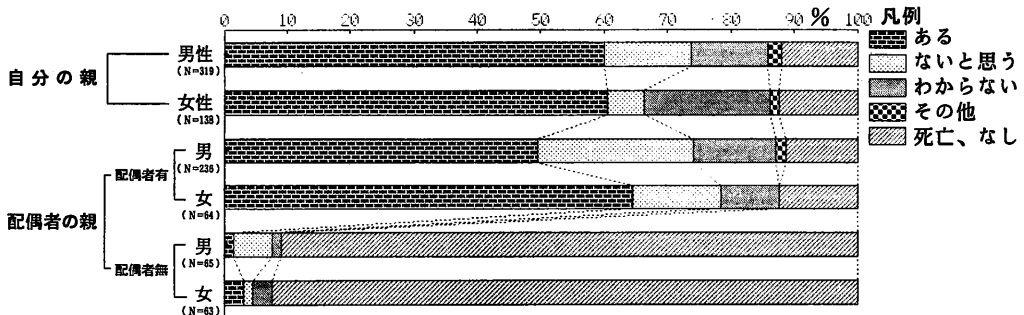


図6. 性別にみた親の介護責任

比較したいが、同様な調査・集計方法をとっていないので正確には行い難い。先の「老後の生活と介護に関する調査」⁶⁾によれば、寝たきりとなった場合に介護することになる者は、夫の親の場合、親の配偶者が18.6%、本人かその配偶者が42.5%、他の兄弟が24.3%、妻の親の場合、親の配偶者が13.6%、本人かその配偶者が16.9%、他の兄弟が49.8%という結果であった。すなわち、本人かその配偶者が介護することになるとした者の割合が、夫の親では4割強、妻の親では2割弱と大きな差があり、妻の親に対する介護責任はかなり低い値を示している。それに対して、先みたように本調査では、自分の親については約6割、配偶者の親についても（配偶者のある者のうち）5割以上が自分たち夫婦に「介護責任あり」と答えている。本調査では、選択肢に「親の配偶者」という項目を用意しなかったために、自分たち夫婦に「介護責任あり」とする割合が一層高くなったと考えられるが、それでも、自分の親と配偶者の親の双方で過半数が「介護責任あり」としていることから、本調査対象の親の介護責任は全国平均より高いと言い切ってよいと考えられる。

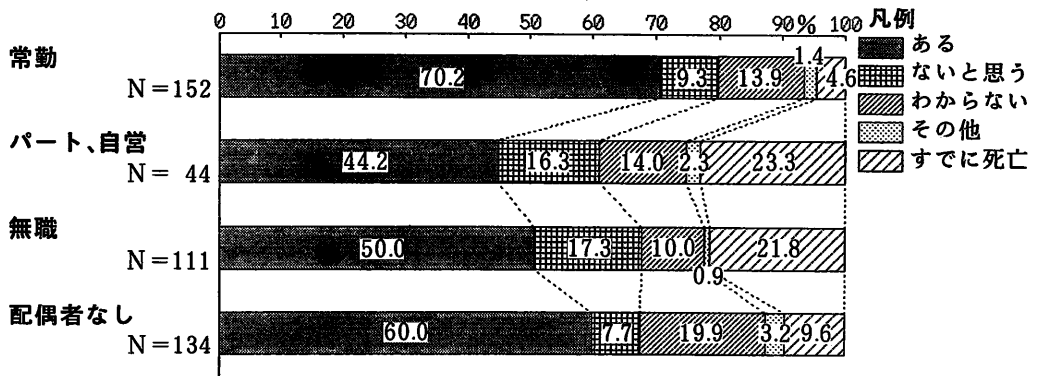


図7. 配偶者の職業別に見た、自分の親の介護責任

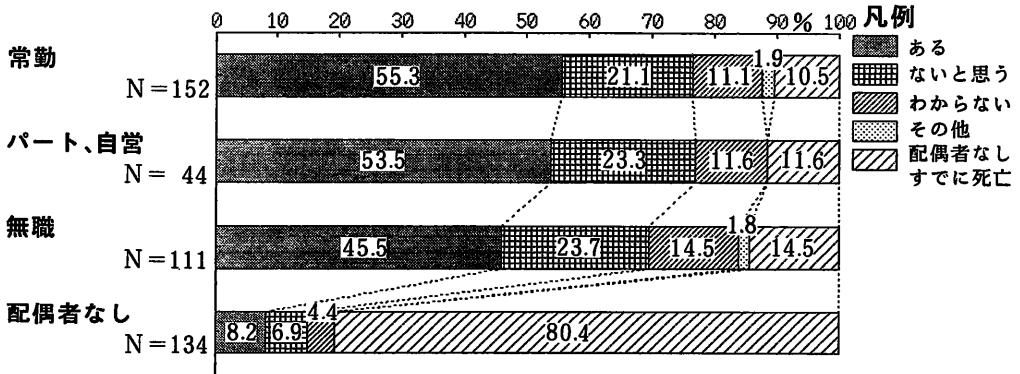


図8. 配偶者の職業別に見た、配偶者の親の介護責任

次に、以上の親の介護責任を性別に比較してみた。先に見たような自分の親と配偶者の親の介護責任をクロスさせた図を性別に作成して比較することは大変読み取り難いので、図6に示すようにそれぞれの結果を単純に並べて考察することにした。まず、自分の親については、女性も男性と同程度に6割までが介護責任ありとしていることが注目される。その上、次に多かった選択肢が、男性の場合「ないと思う」(13.7%)に対して、女性では「わからない」(20.0%)であった。つまり、女性の方が不確実な場合も含めるならば自分の親に対する介護責任は高いといえる。また、配偶者の親の介護責任については、まず配偶者の有無で分けてから性別に示した。配偶者がいる場合、男性で約5割、女性では6割強が配偶者の親の介護責任があるとしている。すなわち、女性の場合、配偶者の親はもちろんのこと、自分の親についても男性より介護責任を強く感じていることがわかった。これには、女性が働いているということが影響していると考えざるを得ない。

さらに、図7、図8には、自分の親と配偶者の親の介護責任の有無について、配偶者の職業別に比較してみた。これは、大まかに言えば、共働きの場合とそうでない場合を比較することである。その結果明らかになったことは、自分の親についても配偶者の親についても共に配偶者が常勤の場合(共働き)の方が、無職の場合(専業主婦)より「介護責任あり」という者が多いということである。このような結果になった理由については、これまでの老親との関わりに関連する様々な情報をさらに調査したり、「介護責任あり」という意識が実際にはどのように具体化されていくのか等調査を深める必要があるが、一つ次のことが予想できるのではないだろうか。それは、共働き世帯の場合、これまで、特に育児期を中心に実家や配偶者の両親に世話になったという背景があって、その恩返しの意味で介護責任を自覚している者が多いのではないかということである。

なお、図7で、配偶者の職業がパート・自営の場合も、常勤の場合と同様に共働き世帯といえるが、「介護責任あり」の割合が極端に小さくなっているが、これは、パート・自営のサンプル数がやや少ないことと、自分の親が「すでに死亡」している割合が高いためと考えられる。

また、配偶者がいない場合、自分の親の介護責任を自覚している者が6割と高い。

4. 介護に関わる有給休暇取得の実態

はじめに紹介した労働省の研究会の調査で、介護を必要とする家人が出た場合にほとんどが年次有給休暇を利用していただということから、本調査では、前年度に取得した全年次有給休暇日数(時間休暇も1日とした)を、その理由別に記入してもらった。その結果について、図9には男女別に、図10には男性で配偶者の職業別に示している。

まず、図9で男女を比較すると、男性の場合に取得の多くなっている理由項目は「自分の心身の問題」「レジャー」、そして「家族」の中の家業の手伝いと冠婚葬祭である。それに対して、女性で多い項目は「子ども」に関わることからである。

親の看病のための有給休暇取得状況は、他の理由による休暇に比べると大変少ない。この点について詳細にみると、同居している親の場合男女とも4.4%程度であり、別居の場合は男性で約1.9%、女性で5.1%である。また、男性が有休をとって看病する親は、同居・別居に関わらず自分の親であることが多い。それに対して、女性の場合は、同居している親の看病の場合

には配偶者の親であることが多く、別居の場合は自分の親であることが多い。女性では約1/3がパートであるが、パートの場合にはもともと有給休暇の日数が少ないため、彼女たちの中には、実際に老親に介護が必要となっても、勤務の時間帯を調節したり、兄弟姉妹や嫁等と介護を分担するなどして、休暇をとらないですむように遣り繰りしている例もあった。

次に、図10で同じ男性でも配偶者が常勤か無職か、すなわち共働き世帯か専業主婦のいる世帯かによって、有給休暇取得状況を比較してみた。この結果は、専業主婦のいる世帯の夫の方が共働き世帯の夫よりほとんどの理由項目で高い取得状況にあるということであった。明らかな例外は、子どもの参観日だけである。「自分の心身の問題」や「レジャー」の項目で、専業主婦のいる世帯の夫の取得率が高いのは納得しやすいが、「家族」の家業の手伝い、家庭の仕事、冠婚葬祭、そして「子ども」のその他の各項目でも高いことは特に意外であった。これらのことから、専業主婦のいる世帯といても何か家業があること、さらにはその専業主婦は家付き娘、つまりこの場合の夫は婿養子が多いのではないかとということが予想された。この調査では同居の親が自分の親か配偶者の親か明確にし

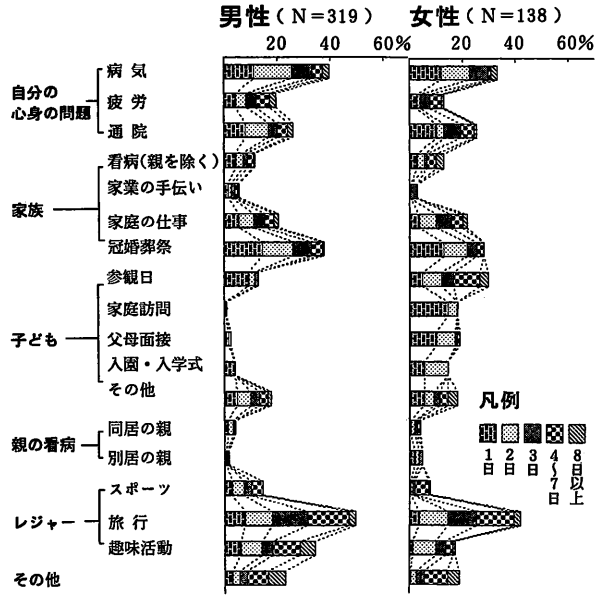


図9. 1988年度の理由別有給休暇取得状況 (性別)

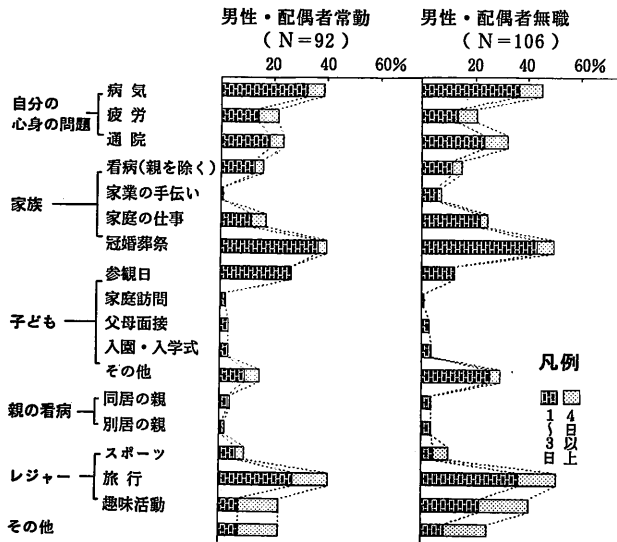


図10. 1988年度の理由別有給休暇取得状況 (男性・配偶者の職業別)

なかったもので、断言できないが、筆者の身近にそういう例を耳にするのでまったく的はずれなことではあるまい。なお、親の看病のための休暇取得については、同様に少ないという結果であった。

5. 介護に関わる諸制度利用希望

はじめに述べたように、在宅福祉を進めるために我が国には多くの課題があるが、ここでは勤務に関連の深いと考えられる次の7つ、看護勤務制度、看護休暇制度、デイ・ケア、ヘルパー派遣、ショート・ステイ、特別養護老人ホーム、老人専門病院（調査票には各々の概要の説明を付している）を取り上げて、利用希望をたずねた。ここであげた最後の二つは施設であるが、重度の要介護者を家庭で安心して介護していくためには、背後に必要時にはいつでも入院できる施設がなければならないという意味で、在宅福祉を進めるための制度の一つと考えている。

図11には男女別、図12には配偶者の職業別に結果を示している。

まず、図11で男女別の結果について検討する。7つの全項目で女性のほうが男性より利用希望が高い。男性の場合、7つの間で大きな利用希望の差は認められないようである。強いて言うならば、看護勤務制度、看護休暇制度といった職場内の制度の利用希望が最も高く、続いて在宅対策の三本柱といわれるヘルパー派遣、ショート・ステイ、デイ・ケアが続き、特別養護老人ホーム、老人専門病院といった施設の利用希望は最も低い。

これに対して、女性では、特に利用希望の高いものとして、看護勤務制度、看護休暇制度と、ショート・ステイがある。ショート・ステイは現状では1～2週間という一定期間、特別養護老人ホーム等にあずかってもらうもので、一般に冠婚葬祭や介護疲労の回復等家族の利用希望は高いものの、あずけられる老人自身にとっては突然の環境の変化等で大きな混乱を来す等の問題があると言われている。ショート・ステイの改善は緊急な課題である。デイ・ケアは、子どもの保育園と同様のもので、昼間通勤している女性にはもっと利用希望が高いと予想したが、それに反する結果であった。やはり、居住地から遠く離れた特別養護老人ホームで、送迎サービスがあってもせいぜい週1回の利用という現状では、彼女達の助けとはならないようだ。静岡県では県単独の事業として「高齢者介護ホーム」という制度（軽度の痴呆老人を月～土曜日までの毎日、日中あずかってお世話する）があるが、まだ絶対数が不足しているためか今回の調査対象者には知られてはいないようである。

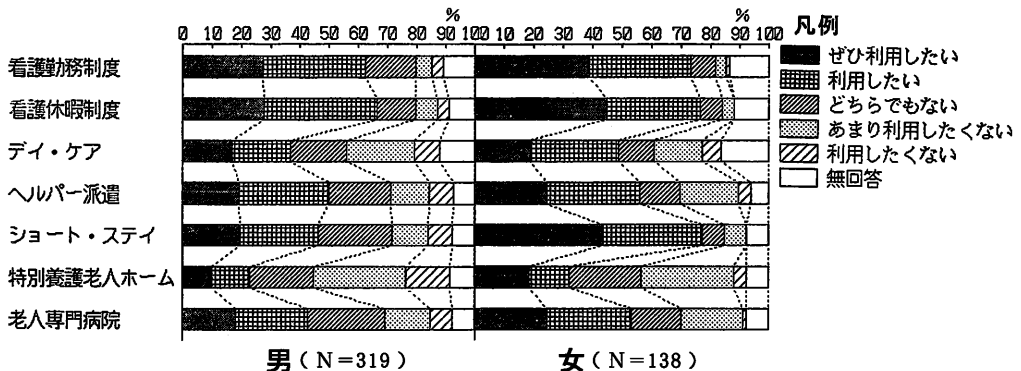


図11. 性別にみた、介護に関わる諸制度利用希望

図12には、配偶者の職業別に利用希望をみた結果を示した。常勤の場合、女性の場合と同様に、全ての制度について利用希望が高い。中でも、デイ・ケア、ヘルパー派遣、老人専門病院で高い。パートでは、常勤と同様な傾向はあるが、少しずつ利用希望が低くなっている。無職・主婦の場合には、7つの全制度でそろって利用希望が低調である。配偶者がいない場合は、パートの場合とよく似た傾向にあると言えよう。

6. 介護時の職業継続意識

最後に、老親に介護が必要となった時の職業継続の意識をたずねた結果をみていく。図13には性別、職業別に、図14には性別、配偶者の職業別に、職業継続の意識を示した。

図13、図14の最下段に示した全体（性差のみ）をみて、まず言えることは、介護時の職業継続の意識には何より性差が著しいということである。男性の場合、「やめてでも介護する」という者はいない。「わからない」という者は若干いるが、それ以外の無回答を除くほとんどは「続ける」「続けられると思う」「できる限り続ける」である。しかも、「できる限り続ける」は1割程度である。これに対して、女性の場合は、まず「やめてでも介護する」という者が5%ほどいる。これと「わからない」「その他」を合わせると、20%以上を占めており、その結果、「続ける」「続けられると思う」「できる限り続ける」を合計しても7割程度である。しかも、「できる限り続ける」は5割近い値を占めている。

図13では、さらに職業別に結果を示したが、事務職、附属教員、専門職という公務員では、前述の男女別の傾向がおおよそそのままあてはまっており、職種ごとの特徴は特に指摘し難い。ただし、女性で「やめてでも介護する」という者は附属教員に1名いるだけである。これに対して、パート職員の場合には傾向が大きく異なっており、中でも女性では「やめてでも介護する」という者が約1割、「わからない」が2割以上を占めている。そして、男女ともに「続ける」「続けられると思う」「できる限り続ける」を合わせても5割程度である。

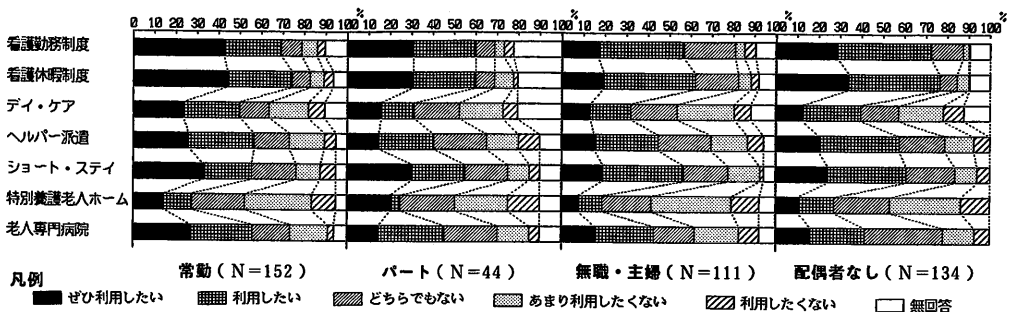


図12. 配偶者の職業別にみた、介護に関わる諸制度利用希望

図14には、性別、配偶者の職業別に、職業継続の意識を示した。男性の場合、配偶者が常勤の場合と無職・主婦である場合を比較すると、常勤の場合に「できる限り続ける」や「わからない」とする者が高くなっており、(自分の)老親に介護の必要が生じた際に、妻の仕事を尊重しようとする傾向がうかがわれる。女性については、常勤と配偶者無しの場合について比較する。配偶者がいない場合には、常勤の場合より「できる限り続ける」が少なくなって「続けられると思う」が増加すると同時に、他方で「わからない」が2割近くを占める。これは、配偶者がいないというケースには、一家の生計の担い手である場合と、まだ若くて「わからない」という者が混在していることの反映であろう。

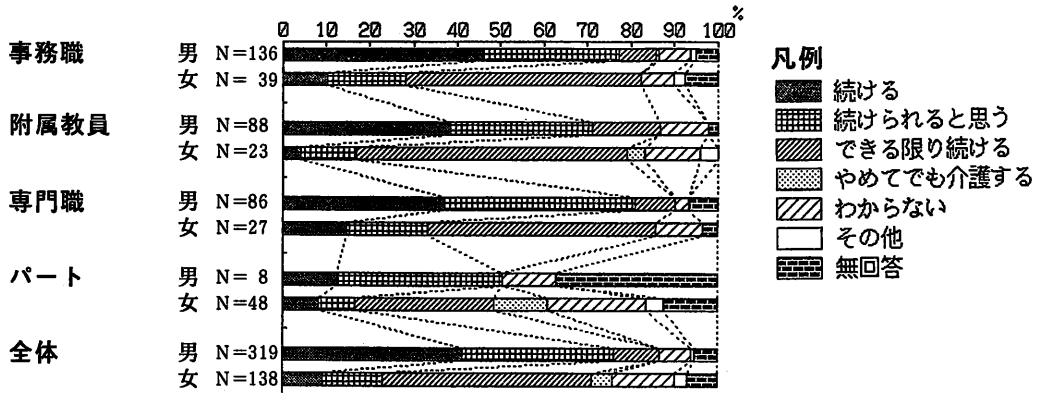


図13. 性別、職業別に見た、介護時の職業継続意識

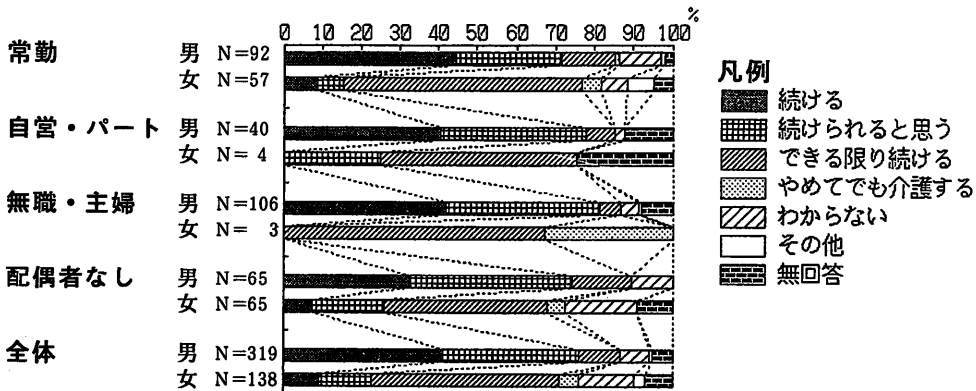


図14. 配偶者の職業別に見た、介護時の職業継続意識

IV. ま と め

在宅福祉を考える際の一つのポイントとして高齢者を取りまく家族・親族の問題があるが、本研究ではその問題を労働者の立場から実態を明らかにするものである。ここでは、東日本地方圏の地方中核都市に位置する国立大学職員（学部教員を除く）の典型例として、静岡大学の職員を選定して調査対象とし、彼らの老親介護に関わる意識や実態を明らかにした。考察に当たっては、特に女性と共働きに注目した。主たる知見は以下のとおりである。

1. 女性職員は、男性の半数以下であり、かつその1/3は定員外・パート職員である。また女性は男性と比較すると無配偶者が多く、40～50歳代でも4割弱を占めている。
2. 共働きの割合は、30～40歳代の男性の場合にも高く、常勤が約4割、パートを加えると計5～6割にも達する。
3. 家族形態を全国的な傾向と比較すると、三世代等の拡大家族が1/3を占めるなど非常に高い。また、拡大家族の割合は、30～40歳代の子育て期にある世代で最も高い。女性の場合には30歳代にも65歳以上の家族が2名いるという者が1/4を占めている。
4. 自分や配偶者の父母の生存率は、父親が5～6割、母親が約8割と全国的な傾向とほぼ同様である。
5. 老親の介護責任は、自分の親の場合に約6割、配偶者の親の場合に約5割が自分（あるいは自分達夫婦）に「ある」と考えている。この値は全国平均値より高い。
中でも、女性の場合に、配偶者の親に加えて、自分の親の介護責任についての自覚が強いことが特徴的である。
共働きの場合とそうでない場合を比較すると、自分の親、配偶者の親ともに、共働きの場合の方が介護責任を自覚しているものが多い。
6. 親の介護を理由とする有給休暇取得者は、男女ともに少ない。同居の親の場合、男女ともに約5%であり、別居の親の場合、男性で約2%、女性では約5%である。
男女で異なるところは、男性では同居・別居にかかわらず自分の親の介護が中心であるのに対して、女性では同居の親の場合には配偶者の親、別居の場合には自分の親が中心である点である。
7. 共働きの夫より、専業主婦のいる夫のほうが有給休暇の取得が全体に多い、中でも、取得理由で、家業の手伝い、家庭の仕事、冠婚葬祭の項目に取得が多く、これらの場合の夫には、婿養子が多いのではないかと予想される。
8. 介護に関わる諸制度利用希望は、女性や共働きの場合に高い。中でも看護勤務制度、看護休暇制度、ショート・ステイに高い。
9. 老親に介護が必要となった時の職業継続についての意識には、まず何よりも性差が顕著に現れている。本人の職種による差については、公務員とパートの間の差が著しい。

以上のように、地方の一国立大学職員という労働者の抱えている老親介護に関わる問題状況が明らかになった。確かに、性差、共働きか否かで差異は大きいですが、その背後には、当該地方の高齢者問題があつて、それが個々の問題状況を強く規定しているのではないかと思われる。今後は、他の職場や地方でも調査を行っていききたい。

本研究は、静岡・高齢者生活保障研究会（代表：坂本重雄・静岡大学人文学部教授）の研究の一つとして進めたものである。また、研究費は1989年度文部省科学研究費補助金（一般研究B課題番号01450075 代表：山脇貞司・静岡大学人文学部教授）によつた。集計にあつては、漁田武雄・静岡大学教養部助教授に御協力いただいた。記して感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 森幹郎「在宅福祉の考え方の起源」『老人問題解説事典』中央法規出版 193,194
- 2) 高阪謙次編集「高齢者・障害者の生活環境計画—スウェーデンを例として—」1985年5月
- 3) 「働く女性の親介護 休業制度など支援策を要請 労働省の研究会」朝日新聞1989年8月12日付
- 4) 「企業と女性にアンケート」シルバー新報1991年8月25日付
- 5) 小川正光、小川裕子「高齢者を含む世帯における住宅事情の地方類型」『日本建築学会計画系論文報告集』第403号 1989年9月 115～123
- 6) 総務庁長官官房老人対策室「老後の生活と介護に関する調査結果の概要」1987年9月